## <u>有効期間満了日 令和15年3月31日</u> 熊生環第384号 令和4年4月26日

## 銃砲刀剣類所持等取締法上の認知機能検査について(通達)

見出しのことについては、「銃砲刀剣類所持等取締法上の認知機能検査について(通達)」 (令和4年3月28日付け熊生環第256号。以下「旧通達」という。)に基づき実施してきたところであるが、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第34号)の施行に伴い、別添警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法上の認知機能検査の運用について(通達)」(令和4年4月21日付け警察庁丁保発第84号)及び「銃砲刀剣類所持等取締法上の認知機能検査に係る「認知機能検査実施要領」について(通達)」(令和4年4月21日付け警察庁丁保発第85号)に基づき、令和4年5月13日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法上の認知機能検査の運用について(通達)」 及び「銃砲刀剣類所持等取締法上の認知機能検査に係る「認知機能検査実施要領」 について(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。